

麗澤大学におけるオンライン英会話受講による単位認定に関する内規 (2020年度以降入学者適用)

令和3年4月1日制定

(目的)

この内規は、麗澤大学外国語学部の授業科目の履修及び単位認定に関する規程第19条、麗澤大学経済学部の授業科目の履修及び単位認定に関する規程第12条、および麗澤大学国際学部の授業科目の履修及び単位認定に関する規程第17条に定める、検定試験等による単位認定に基づき、本学と提携している外部業者の実施するオンライン英会話の受講による単位認定について定めることを目的とする。

(受講・単位認定対象者)

第2条 オンライン英会話受講による単位認定の対象者は、麗澤大学各学部所属の学生とする。

(受講方法)

第3条 オンライン英会話受講を希望する学生は、講座開講年度の指定された時期に、大学事務局に受講の申請および受講費の支払いを行わなければならない。

(受講期間)

第4条 オンライン英会話の受講期間は、講座開講年度の指定された時期とする。

2 受講の継続を希望する場合は、年度ごとに前条の申請をしなければならない。

(単位認定の基準)

第5条 各学部履修規程に定める共通科目のうち【表1】に定める科目については、オンライン英会話の受講および語学検定による学修の成果により【表1】に基づき単位を認定する。ただし、認定に必要なTOEICスコアの有効期間は、オンライン英会話の受講期間中および受講終了後半年以内に受験したものに限る。

【表1】

認定科目名	英会話時間 (回数)	語彙力 トレーニング	TOEICスコア	単位数	備考
English Communication E	15時間 (36回) 以上	15時間以上	300以上	1	
English Communication F	15時間 (36回) 以上	15時間以上	300以上	1	Eを修得していること
English Communication G	15時間 (36回)) 以上	15時間以上	400以上	1	E、Fを修得していること
English Communication H	15時間 (36回) 以上	15時間以上	400以上	1	E、F、Gを修得していること

注) 時間数は、麗澤大学で正規に実施しているのもののみ(無料アカウントや個人で契約して受講した時間は含まない)。

2 前項による単位の認定は、受講主催業者より提示される受講者の受講時間および語学検定試験の結果を大学事務局が確認し実施する。

3 単位認定の基準となる受講時間は、同一年度内に受講した時間数の合計とする。

4 1年間に認定できる単位は、最大4単位とする。

5 単位認定は【表2】に定める期日までに、教務・教育企画室に申請をする。ただし4年生が申請をする場合は、受講期間は1学期分を対象とし、12月31日までに申請することとする。

【表2】

受講期間	受講開始	受講終了	申請期日
1学期（5ヶ月）	5月1日	9月30日	翌年度 3月31日
2学期（6か月）	10月1日	翌年度 3月31日	翌年度 9月30日
1, 2学期（11ヶ月）	5月1日	翌年度 3月31日	翌年度 9月30日

（事務の所管）

第6条 この内規に関する事務は、大学事務局教務・教育企画室が所管する。

（内規の改廃）

第7条 この内規の改廃は、各学部運営委員会の議を経て行う。

附 則

1 この内規は、令和3年4月1日から施行する。